

令和6年厚木市教育委員会11月定例会日程

日時 令和6年11月26日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

- 日程1 議案第37号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について **【教育総務課】**
- 日程2 議案第38号 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)について **【教育総務課】**
- 日程3 議案第39号 令和6年度教育予算補正について **【教育部】**
- 日程4 議案第40号 厚木市こどもアート展審査会委員の委嘱について **【教育指導課】**

4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について(障害のある児童生徒の教育措置について) **【教育指導課】(資料1)**
- (2) 事務の臨時代理の報告について(障害のある児童生徒の教育措置について) **【教育指導課】(資料2)**
- (3) 令和6年度厚木市教育委員会表彰被表彰者について **【教育総務課】(資料3)**
- (4) 第15回厚木こども科学賞受賞者について **【教育指導課】(資料4)**
- (5) いじめ防止対策推進法「重大事態」に係る学校主体調査報告書について **【教育指導課】(資料5)**
- (6) 令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について **【教育指導課・青少年教育相談センター】(資料6)**

5 閉会

令和6年11月定例教育委員会教育長報告

令和6年10月22日（火）に開催されました10月定例会以後の主な行事等29件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 10月23日（水） 厚木市立小鮎小学校ほか
学校訪問
○訪問校 小鮎小学校、小鮎中学校
- 2 10月24日（木） えびなこどもセンター 2階 201会議室
令和6年度神奈川県都市教育長協議会臨時総会
- 3 10月25日（金） 厚木市立南毛利小学校
学校訪問
- 4 10月26日（土） 厚木市立厚木中学校 体育館
令和6年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭（演劇部会発表会）
○参加校 厚木中学校、睦合中学校、睦合東中学校
- 5 10月27日（日） 愛川町文化会館 ホール
令和6年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭（音楽発表会）
○参加校数 17校（厚木市：13校、愛川町：3校、清川村：1校）
- 6 10月28日（月） 厚木市立鳶尾小学校ほか
学校訪問
○訪問校 鳶尾小学校、上荻野小学校
- 7 10月29日（火） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
トランポリン世界大会・全国大会出場選手 市長表敬訪問
○訪問者 清水小学校6年生児童、荻野中学校3年生生徒、睦合東中学校3年生生徒、保護者
- 8 11月 1日（金） 本厚木駅北口広場・南口駅前広場
令和6年度秋のこどもまんなか月間街頭キャンペーン
○参加者数 28人

- 9 11月 2日(土) 厚木市立厚木南公民館ほか
令和6年度公民館まつり
○訪問地区 4地区(厚木南、依知北、睦合西、南毛利南)
○来館者数 厚木南公民館 約1,500人
(2日間合計) 依知北公民館 約1,860人
睦合西公民館 約2,000人
愛甲公民館 約1,900人 合計 約7,260人
- 10 同 日 厚木市七沢自然ふれあいセンター 集会室A
令和6年度よこて青少年自然文化体験研修事業 横手市訪問団歓迎式
- 11 11月 5日(火) 厚木市立戸室小学校
学校訪問
- 12 同 日 大和市生涯学習センター 6階 601講習室
令和6年度神奈川県市町村教育長会連合会総会
- 13 11月 8日(金) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和6年度第4回厚木市小・中学校長会議
- 14 同 日 厚木商工会議所 5階 501号室
中学生の「税についての作文」表彰式
- 15 11月10日(日) 厚木市立睦合北公民館ほか
令和6年度公民館まつり
○訪問地区 3地区(睦合北、緑ヶ丘、森の里)
○来館者数 睦合北公民館 約2,100人
(2日間合計) 緑ヶ丘公民館 約2,000人
森の里公民館 約3,100人 合計 約7,200人
- 16 11月12日(火) 厚木市立依知小学校ほか
学校訪問
○訪問校 依知小学校、依知中学校
- 17 同 日 厚木商工会議所 1階 101号室
令和6年度厚木市青少年発明コンクール及び第78回あつぎ鮎まつり思い出絵画コンクール表彰式
- 18 11月13日(水) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
厚木市青少年教育相談センター運営協議会

- 19 11月14日(木) 厚木市立緑ヶ丘小学校ほか
学校訪問
○訪問校 緑ヶ丘小学校、玉川中学校
- 20 同 日 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和6年度第2回厚木市・愛川町・清川村教育長連絡会
- 21 11月15日(金) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
令和6年度全国公民館連合会優良職員表彰受賞報告
○訪問者 厚木市立森の里公民館 前地区館長
- 22 11月16日(土) 厚木市立荻野公民館
令和6年度公民館まつり
○来館者数 約4,000人(2日間合計)
- 23 同 日 厚木市立厚木南公民館 3階 体育室
令和6年度PTA会長と教育関係者の研究会
○参加者数 78人
- 24 同 日 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
新たな総合計画策定に向けた中学・高校生によるワークショップ
○参加者数 11人(中学生9人、高校生2人)
- 25 11月19日(火) 厚木市立依知小学校
学校訪問
- 26 同 日 厚木市保健福祉センター 6階 ホール
令和6年度神奈川県学校・警察連絡協議会 後期県央方面会議
- 27 11月22日(金) 厚木市立厚木中学校 体育館
体育館冷暖房設備視察
- 28 同 日 厚木市立厚木小学校ほか
学校訪問
○訪問校 厚木小学校、三田小学校
- 29 11月25日(月) 厚木市立清水小学校
学校訪問

議案第 37 号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和6年11月26日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

…教育委員会に係る改正箇所

新旧対照表

新	旧
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略
厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を

乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略
----------------------------------	----------------------------------

議案第38号

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和6年11月26日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

厚木市農業振興推進委員会	農業振興の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内
--------------	--	-------

別表教育委員会の項厚木市教育委員会点検評価委員会の項を次のように改める。

厚木市教育振興基本計画審議会	教育振興基本計画の推進について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	5人以内
----------------	---	------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第90号中「教育委員会点検評価委員会」を「教育振興基本計画審議会」に改め、同条中第101号を第102号とし、第100号の次に次の1号を加える。

（101）農業振興推進委員会の委員

第2条第1項中「第100号まで」を「第101号まで」に改め、同条第2項中「前条第101号」を「前条第102号」に改める。

第3条中「第1条第101号」を「第1条第102号」に改める。

第5条第1項中「第101号」を「第102号」に改める。

第6条第1項第1号中「第100号まで」を「第101号まで」に改める。

別表90の項中「教育委員会点検評価委員会」を「教育振興基本計画審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、「7,800円」の次に「(部会の長である委員にあっては、8,800円)」を加え、同表に次のように加える。

101	農業振興推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

※ 赤字部分が教育委員会に關係する部分

新				旧			
別表(第2条關係)				別表(第2条關係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略	市長	略	略	略
	厚木市農業振興推進委員会	農業振興の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内				
教育委員会	略	略	略	教育委員会	略	略	略
	厚木市教育振興基本計画審査議会	教育振興基本計画の推進について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	5人以内		厚木市教育委員会点検評価委員会	教育委員会に属する事務の点検及び評価について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	5人以内
	略	略	略		略	略	略
厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項關係） （趣旨及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(89) 略 (90) 教育振興基本計画審査議会の委員 (91)～(100) 略 (101) 農業振興推進委員会の委員 (102) 略 （報酬） 第2条 前条第1号から第101号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。 2 前条第102号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内				厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項關係） （趣旨及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(89) 略 (90) 教育委員会点検評価委員会の委員 (91)～(100) 略 (101) 略 （報酬） 第2条 前条第1号から第100号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。 2 前条第101号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内			

とする。ただし、特に必要があるときは404,800円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 略

(報酬の減額)

第3条 第1条第102号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第102号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。

2及び3 略

(費用弁償)

第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第1条第1号から第101号までに掲げる者にあつては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額						
略	略	略						
90	教育振興基本計画審議会の委員	<table> <tr> <td>会長</td><td>月額</td><td>8,800円</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>月額</td><td>7,800円(部会の長である委員にあつては、8,800円)</td></tr> </table>	会長	月額	8,800円	委員	月額	7,800円(部会の長である委員にあつては、8,800円)
会長	月額	8,800円						
委員	月額	7,800円(部会の長である委員にあつては、8,800円)						
略	略	略						
101	農業振興推進委員会の委員	<table> <tr> <td>委員長</td><td>月額</td><td>8,800円</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>月額</td><td>7,800円</td></tr> </table>	委員長	月額	8,800円	委員	月額	7,800円
委員長	月額	8,800円						
委員	月額	7,800円						

とする。ただし、特に必要があるときは404,800円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 略

(報酬の減額)

第3条 第1条第101号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第101号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。

2及び3 略

(費用弁償)

第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第1条第1号から第100号までに掲げる者にあつては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額						
略	略	略						
90	教育委員会点検評価委員会の委員	<table> <tr> <td>委員長</td><td>月額</td><td>8,800円</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>月額</td><td>7,800円</td></tr> </table>	委員長	月額	8,800円	委員	月額	7,800円
委員長	月額	8,800円						
委員	月額	7,800円						
略	略	略						

議案第39号

令和6年度教育予算補正について

令和6年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和6年11月26日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和6年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和6年度教育予算補正

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育部	484,963	4,000	488,963

(歳出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育部	5,329,100	138,194	5,467,294

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	19,708,888	244,815	19,953,703
5 国庫負担金	10,474,294	192,000	10,666,294
15 民生費国庫負担金	10,465,494	192,000	10,657,494
10 国庫補助金	9,061,876	52,815	9,114,691
15 民生費国庫補助金	3,715,850	52,815	3,768,665
60 県支出金	6,364,341	16,976	6,381,317
5 県負担金	4,381,786	13,720	4,395,506
15 民生費県負担金	4,362,257	13,720	4,375,977
10 県補助金	1,612,123	3,256	1,615,379
15 民生費県補助金	1,109,406	3,256	1,112,662
65 財産収入	241,218	27,194	268,412
5 財産運用収入	236,218	27,194	263,412
10 利子及び配当金	61,883	27,194	89,077
75 繰入金	6,434,221	1,208,033	7,642,254
5 基金繰入金	6,341,681	1,208,033	7,549,714
15 財政調整基金繰入金	4,205,530	1,208,033	5,413,563
85 諸収入	4,686,835	7,500	4,694,335
25 雑入	2,594,369	7,500	2,601,869
15 雑入	2,594,335	7,500	2,601,835

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 生活保護費負担金	192,000	1 生活保護費負担金増 ……………	【生活福祉課】 192,000
10 児童福祉費補助金	52,815	1 子どものための教育・保育給付交付金増 ……	【こども育成課】 52,815
10 児童福祉費負担金	7,320	1 子どものための教育・保育給付費県費負担金増	【こども育成課】 7,320
15 生活保護費負担金	6,400	1 生活保護費負担金増 ……………	【生活福祉課】 6,400
10 児童福祉費補助金	3,256	1 小児医療費助成事業補助金増 ……………	【子育て給付課】 3,256
5 利子及び配当金	27,194	1 財政調整基金利子増 ……………	【財政課】 23,194
		2 学校施設整備基金利子増 ……………	【教育総務課】 4,000
5 財政調整基金繰入金	1,208,033	1 財政調整基金繰入金増 ……………	【財政課】 1,208,033
30 農林費雑入	7,500	1 農業次世代人材投資資金過年度返還金 ……	【農業政策課】 7,500

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 6 5 財産収入 7 5 繰入金 8 5 諸収入

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	5 住宅管理費	315,027	16,023	331,050	一般財源	16,023
45	消防費	3,429,416	160,286	3,589,702		
	5 消防費	3,429,416	160,286	3,589,702		
	5 常備消防費	2,713,208	157,047	2,870,255	一般財源	157,047
	25 災害対策費	292,734	3,239	295,973	一般財源	3,239
50	教育費	9,423,309	193,505	9,616,814		
	5 教育総務費	2,507,645	70,597	2,578,242		
	10 事務局費	1,722,343	67,893	1,790,236	そ の 他	4,000
					一般財源	63,893
	15 教育指導費	641,186	2,704	643,890	一般財源	2,704

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	2,695	1 職員給与費増	【職員課】 6,537
3 職員手当等	4,169	2 市営住宅維持管理事業費増	【職員課】 486
4 共済費	159	3 空き家等対策推進事業費増	【住宅課】 9,000 (1) 空き家等対策推進事業費補助金増 9,000
19 負担金、補助及び交付金	9,000		
1 報酬	225	1 職員給与費増	【職員課】 156,734
2 給料	66,892	2 防火意識啓発事業費増	【職員課】 313 (1) 火災予防啓発事業費増 313
3 職員手当等	82,376		
4 共済費	7,554		
1 報酬	177	1 災害対策事業費増	【職員課】 239 (1) 災害対策事業費増 239
3 職員手当等	56		
4 共済費	6	2 急傾斜地安全対策事業費増	【危機管理課】 3,000 (1) 急傾斜地安全対策工事補助金増 3,000
19 負担金、補助及び交付金	3,000		
1 報酬	315	1 職員給与費増	【職員課】 50,331 (1) 常勤特別職増 100 (2) 一般職増 50,231
2 給料	26,726	2 事務局運営費増	【職員課】 13,562
3 職員手当等	29,301	3 学校施設整備基金積立金増	【教育総務課】 4,000
4 共済費	7,551		
25 積立金	4,000		
1 報酬	1,226		

4 0 土木費 4 5 消防費 5 0 教育費

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育指導費)					
10	小学校費	2,645,565	92,532	2,738,097		
	5 学校管理費	1,111,626	75,667	1,187,293	一般財源	75,667
	10 学校保健給食費	1,091,504	16,865	1,108,369	一般財源	16,865
15	中学校費	1,173,234	28,196	1,201,430		
	5 学校管理費	447,501	19,677	467,178	一般財源	19,677

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	1,461	1 特別支援教育推進事業費増 【職員課】 2,013
4 共済費	17	(1) 特別支援教育推進事業費増 2,013
		2 教職員人事経費増 【職員課】 219
		3 教育指導事務経費増 【職員課】 195
		4 学務事業費増 【職員課】 277
2 給料	40	1 職員給与費増 【職員課】 65
3 職員手当等	22	2 小学校維持管理事業費増 【学校施設課】 21,670
4 共済費	3	3 小学校維持補修事業費増 【学校施設課】 32,500
11 需用費	32,500	4 校舎等整備事業費(小学校)増 【学校施設課】 21,432
12 役務費	3,518	(1) 依知南小学校施設整備事業費増 21,432
13 委託料	21,670	
14 使用料及び賃借料	17,914	
1 報酬	118	1 職員給与費減 【職員課】 △16,364
2 給料	△9,399	2 小学校学校給食事業費増 【学校給食課 ほか】 33,229
3 職員手当等	△5,012	(1) 単独調理場維持補修事業費増 30,673
4 共済費	485	(2) 単独調理場運営事業費増 2,389
11 需用費	30,673	(3) 小学校給食調理経費増 167
2 給料	131	1 職員給与費増 【職員課】 277
3 職員手当等	125	2 中学校維持補修事業費増 【学校施設課】 19,400
4 共済費	21	

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	(学校管理費)					
	20 学校給食センター費	504,424	8,519	512,943	一般財源	8,519
	20 社会教育費	2,256,702	2,694	2,259,396		
	5 社会教育総務費	312,799	△4,552	308,247	一般財源	△4,552
	20 公民館費	1,362,271	5,012	1,367,283	一般財源	5,012
	25 図書館費	312,999	989	313,988	一般財源	989
	60 文化財保護費	130,128	1,245	131,373	一般財源	1,245
	25 保健体育費	840,163	△514	839,649		
	5 保健体育総務費	245,180	△3,076	242,104	一般財源	△3,076
	10 体育施設費	594,983	2,562	597,545	一般財源	2,562

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	19,400		
11 需用費	8,519	1 北部学校給食センター費増 ……………	【学校給食課】 8,519
		(1) 北部学校給食センター維持管理事業費増	8,519
2 給料	△646	1 職員給与費減 ……………	【職員課】 △4,552
3 職員手当等	△4,327		
4 共済費	421		
2 給料	△714	1 職員給与費減 ……………	【職員課】 △1,259
3 職員手当等	△1,127		
4 共済費	582	2 公民館維持補修事業費増 ……………	【市民協働推進課】 6,271
11 需用費	6,271		
1 報酬	581	1 中央図書館運営事業費増 ……………	【職員課】 989
2 給料	214	(1) 中央図書館運営事業費増	989
3 職員手当等	181		
4 共済費	13		
2 給料	461	1 埋蔵文化財事業費増 ……………	【職員課】 253
3 職員手当等	730		
4 共済費	54	2 あつぎ郷土博物館事業費増 ……………	【職員課】 992
		(1) あつぎ郷土博物館運営事業費増	992
2 給料	△2,134	1 職員給与費減 ……………	【職員課】 △3,076
3 職員手当等	△1,203		
4 共済費	261		
2 給料	1,368		

50 教育費

第2表 継続費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	10 小学校費	依知南小学校施設整備事業	3,574,643	令和6年度	0
				令和7年度	531,965
				令和8年度	559,483
				令和9年度	2,418,873
				令和10年度	64,322

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校維持管理事業	21,670
		小学校維持補修事業	6,200
		依知南小学校施設整備事業	3,518
		単独調理場維持補修事業	19,250

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
小学校指導者用デジタル教科書利用料	令和7年度	3,947
小学校給食調理等業務委託経費	令和7年度～ 令和9年度	265,571
第2期GIGAスクール端末調達経費	令和7年度～ 令和8年度	1,008,370

2 廃 止

(単位:千円)

事項	補正前		補正後		備考
	期間	限度額	期間	限度額	
単独調理場校給食配膳 業務委託経費 (令和6年度分)	令和7年度～ 令和9年度	47,145	—	—	依知南小学校及び緑ヶ丘 小学校施設整備事業の工 期確定により、事業内容 が変更になったため。

**議案第 4 0 号については、
非公開案件となります。**

**報告事項 1 ～ 5 については、
非公開案件となります。**

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果

〔 厚木市、神奈川県は公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）
全国は国公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む） 〕

1 暴力行為の発生状況（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）

小学校		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
厚木市	件数	133	268	194	143	142	112	134
	発生率	11.3	23.0	16.9	12.8	12.8	10.3	12.9
神奈川県	件数	5,673	6,170	6,944	6,054	6,224	6,712	8,617
	発生率	12.6	13.7	15.5	13.6	14.2	15.4	20.0
全国	件数	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138	61,455	70,009
	発生率	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5

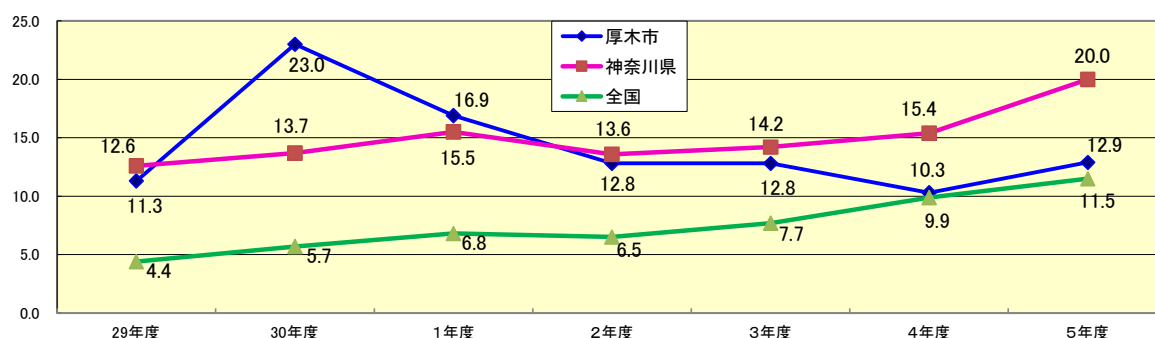
中学校		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
厚木市	件数	85	111	191	67	55	45	106
	発生率	14.4	19.1	33.7	11.7	9.7	7.9	19.0
神奈川県	件数	3,264	3,277	3,143	1,714	1,961	2,531	2,800
	発生率	16.0	16.3	15.8	8.5	9.8	12.7	14.0
全国	件数	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450	29,699	33,617
	発生率	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4

※発生率：児童生徒1000人当たりの発生件数

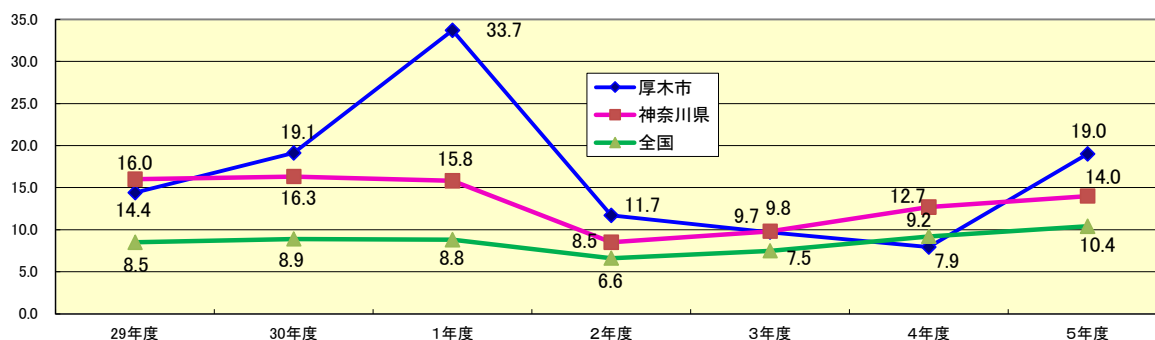
※暴力行為の定義（文部科学省）

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は含まない。

小学校 暴力行為発生率推移



中学校 暴力行為発生率推移



2 いじめの認知状況

小学校		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
厚木市	認知件数	295	751	1,235	939	1,346	1,648	1,813
	認知率	25.0	64.5	107.4	83.8	121.6	151.8	174.0
	改善率	100.0	96.4	99.6	99.8	99.7	99.9	99.8
神奈川県	認知件数	15,680	20,155	22,782	19,287	25,770	31,869	36,885
	認知率	34.9	44.7	50.8	43.4	58.6	73.6	85.7
	改善率	78.1	92.8	94.6	92.5	94.7	91.7	92.5
全国	認知件数	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
	認知率	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5
	改善率	86.5	84.7	83.6	77.5	80.4	77.3	77.8

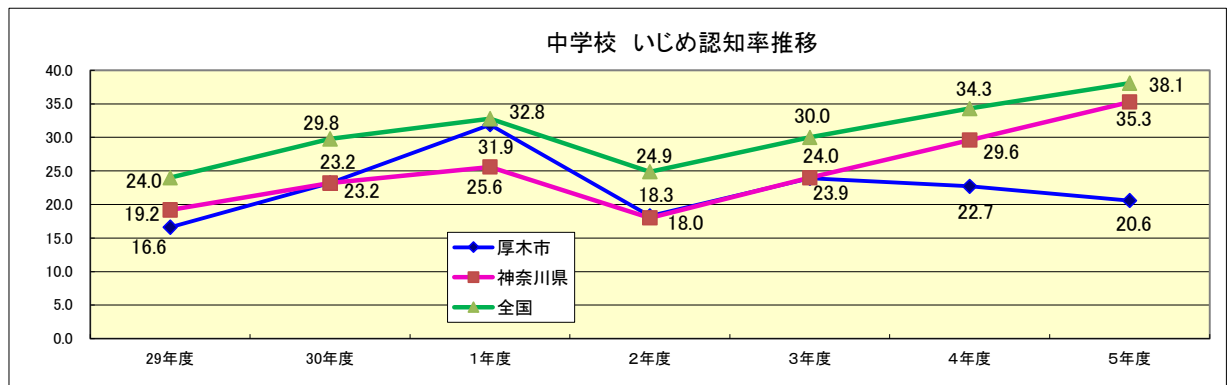
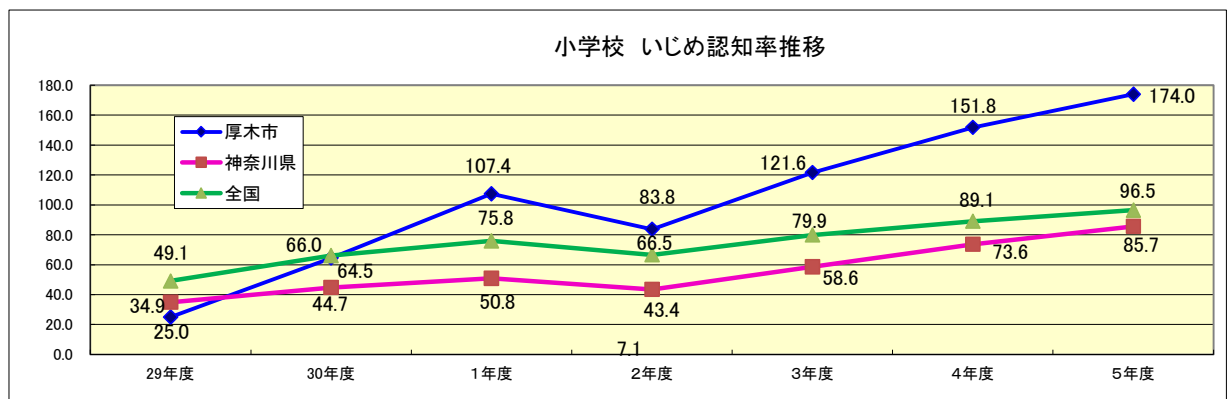
中学校		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
厚木市	認知件数	98	135	181	105	136	129	115
	認知率	16.6	23.2	31.9	18.3	23.9	22.7	20.6
	改善率	98.8	99.3	98.3	100.0	99.2	99.2	100.0
神奈川県	認知件数	3,907	4,661	5,114	3,619	4,822	5,917	7,058
	認知率	19.2	23.2	25.6	18.0	24.0	29.6	35.3
	改善率	79.5	90.5	94.1	90.1	89.6	86.7	87.2
全国	認知件数	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
	認知率	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1
	改善率	83.8	82.9	81.5	76.9	79.1	76.1	76.0

※認知率：児童生徒1000人当たりの認知件数

※改善率：認知件数のうち「解消」及び「一定の解消が図られたが継続支援中」の件数の割合

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



3 不登校児童・生徒の人数及び児童・生徒総数に占める不登校児童・生徒数の割合（％）

小学校		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
厚木市	不登校児童数	76	104	104	103	130	149	142
	児童総数に占める不登校児童数の割合（％）	0.64	0.89	0.90	0.92	1.17	1.37	1.35
	改善率	51.3	78.8	70.2	32.0	42.3	52.3	50.0
神奈川県	不登校児童数	3,222	3,739	4,578	5,126	6,267	7,987	9,590
	児童総数に占める不登校児童数の割合（％）	0.71	0.83	1.02	1.15	1.42	1.83	2.23
	改善率	53.0	55.0	50.0	32.9	30.9	34.7	37.6
全国	不登校児童数	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	児童総数に占める不登校児童数の割合（％）	0.54	0.70	0.83	1.00	1.30	1.70	2.13
	改善率	46.8	49.2	46.0	27.8	27.1	27.6	30.6
中学校		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
厚木市	不登校生徒数	218	270	318	282	302	328	388
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合（％）	3.69	4.63	5.61	4.93	5.32	5.78	6.92
	改善率	69.3	86.7	88.1	53.2	47.7	41.4	42.5
神奈川県	不登校生徒数	8,488	8,855	9,570	9,141	10,389	12,336	14,039
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合（％）	4.14	4.40	4.80	4.56	5.13	6.12	7.03
	改善率	46.5	52.9	48.5	29.0	26.7	27.4	29.7
全国	不登校生徒数	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合（％）	3.25	3.65	3.94	4.09	5.00	5.98	6.70
	改善率	46.5	48.4	46.1	28.1	28.1	27.0	30.0

※調査基準：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。

※不登校の定義（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）。

※改善率：R2から変更「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の人数が、不登校児童生徒数に占める割合（％）。

R1まで「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」と「指導中の児童生徒のうち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」を合わせた人数が、不登校児童生徒数に占める割合（％）。

